

平成19年1月29日

企業会計基準委員会御中

清水総合リース株式会社

**企業会計基準公開草案第17号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針
公開草案第21号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成18年12月27日に貴会より公表されました掲題公開草案について、意見を表明する機会を戴き、感謝申し上げます。

以下の通り、コメントを提出させていただきますので、今後のご審議においてご高配を賜りたく、何卒、よろしく、お願いいたします。

敬具

記

1. 総論

弊社は、「現行のリース会計基準を見直すべき差し迫った必要性はない」とする立場です。その理由については、「試案」に対するコメントにおいて明らかにしました。それについて、貴会より納得のある回答がされたものとは認識しておりませんが、ここでは、敢えて、再論することはいたしません。

ただ、会計の基準を変えるには、それなりのコスト・ベネフィットの比較が考慮されるべきであり、一方、変更した場合には、その効果についての実証・再評価の手続きが必要と考えます。

本件リース会計基準見直しについて、どのような利害得失の比較考量がなされたのか、また、変更の効果についての今後の検証プロセスはどのように想定されているか、明らかにされるよう、強くお願いします。

2. 各論

「現行基準を変更すべき差し迫った必要性はない」と考えておりますので、基準案・適用指針案の内容について、コメントを述べることは、本意ではありません。

しかし、本件基準が適用される場合を敢えて想定して、以下にコメントを申し述べます。

(1) 適用時期について

リースビジネスは、固有の複雑な会計・税務処理を、システムの運用に大きく依存しております。これは、レシー・レサラーのいずれの側においても、同様ですが、とりわけ、レサラーの側に顕著に現れております。

まして、今般、想定されております変更は、税務および会計の双方について、簡便法や原則法、例外的措置が交錯した内容になっており、思い切ったシステムの対応が必須です。

一方で、システム開発とその安定的運用の体制作りには、十分な準備期間が必要であることは申し上げるまでもないことです。

システムの専門家に聞いたところ、現時点においてさえ税務の細目等がまったく不透明のためシステムの要件定義すら着手できない状況から推定すると、20年4月からの適用開始は、実務的ハードルが極めて高いといわざるを得ないとのことでした。

さらには、近年、銀行などが積極的にシステム投資に注力し始めたことに加え、相次ぐ会計基準の変更、税制の大きな変更など、案件が山積し、システム・エンジニア需給が次第に逼迫しつつある状況にあるともいわれています。

このような状況下にあって、今般の税務上の取扱いを含めたリース制度の大幅な見直しは、長年に亘って「賃貸借」としてわが国経済にビルトインされ、広く定着しているリース取引を、税務・会計ともに「売買とみなす」という世界でも例を見ない措置であり、その実務の周知徹底についても、十分な期間が必要と考えております。

適用時期については、少なくとも1年以上延期し、21年4月以降にすべきであり、十二分な配慮をお願いしたい。

(2) 重要性判定における数値基準について

実務指針案第31項にリース資産総額に重要性がないと認められる場合として「10%基準」が規定されています。これに対し、引き上げを求めるコメントが多数寄せられておりましたが、「変更するには根拠が必要」というのが、委員会事務局の回答であったと理解しています。

それでは、まず、10%とすべき合理的な根拠が、何処にあるのか、明らかにされるべきです。

実務指針案第34項(3)に「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引」は、賃貸借処理できるとありますが、この「300万円基準」については、リース事業協会から「500万円」という対案が示されており、ぜひとも、前向きな検討・引き上げをお願いします。

また、「企業の事業内容に照らして重要性が乏しい」かどうかの判断は、恣意に傾きがちであり、むしろ、削除すべきであると思います。

(3) 借手の処理について

実務指針案第75項に、「第74項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるときは・・・貸借対照表に含まれる金額と第74項を適用した場合の金額を注記」するよう求められています。しかし、このような注記を集計・計算するためには、第74項に示される原則的方法を採用した場合と同様のシステムの負担を、二重に強いられることになるので、注記不要とすべきです。

(4) 貸手の処理について

実務指針案第78項に、「第77項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるときは・・・貸借対照表に含まれる金額と第77項を適用した場合の金額を注記」するよう求められています。しかし、このような注記を集計・計算するためには、第77項に示される原則的方法を採用した場合と同様のシステムの負担を、二重に強いられることになるので、注記不要とすべきです。

(5) リース債権流動化について

リース会社が流動化しているリース債権については、適用初年度の取扱いを、設例を以って、お示し願いたい。

以上